

## 京都市障害者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設内消毒費用補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、第3条に規定する障害者福祉施設等（以下「施設等」という。）における消毒経費を助成することを目的とし、第4条に規定する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものである。

### (対象事業)

第2条 この補助金の対象は、次の各号の場合に、施設等が感染拡大防止のため、建物や設備の消毒を事業者へ依頼する際の経費とする。

- (1) 施設等の利用者又は職員が、新型コロナウイルス感染症の感染者となった場合
- (2) 施設等の利用者又は職員が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合
- (3) その他市長が特に必要と認める場合

### (対象施設)

第3条 この事業の対象施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する次の各号に掲げる事業を実施する市内の施設及び事業所とする。

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) 同行援護
- (4) 行動援護
- (5) 重度障害者等包括支援
- (6) 短期入所
- (7) 療養介護
- (8) 生活介護
- (9) 施設入所支援
- (10) 自立訓練
- (11) 就労移行支援
- (12) 就労継続支援
- (13) 共同生活援助
- (14) 自立生活援助
- (15) 就労定着支援
- (16) 地域移行支援
- (17) 地域定着支援

- (18) 計画相談支援
- (19) 地域生活支援事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、消毒するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、この事業の実施に必要な経費とする。

(補助金の交付申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、京都市障害者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設内消毒費用補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための施設内消毒費用補助金申請に係る別添資料（第2号様式）
- (2) 建物の周辺図及び平面図（補助事業を行う箇所がわかるもの）
- (3) 第4条の補助対象経費の算定根拠となる資料
- (4) 写真（現況及び消毒・洗浄箇所等がわかるもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから30日以内に申請内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付の予定額を決定し、文書（第3号様式）により交付条件等を付して申請者に通知する。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付を受ける場合には、次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 補助金を補助の目的以外の事業に充ててはならない。
- (2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(4) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(変更等の承認の申請)

第9条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、「京都市障害者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設内消毒費用補助金変更承認申請書」(第4号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、交付予定額の変更を伴わない事業計画の変更とする。

(実績報告)

第10条 条例第18条の規定による実績報告は、事業が完了した日から60日を経過した日又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い期日までに、「京都市障害者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設内消毒費用補助金実績報告書」(第5号様式)に次の各号に掲げる書類(ただし、消毒事業においては、第3号に掲げる書類を除く)を添付して、行わなければならない。

(1) 建物の周辺図及び平面図(現況及び消毒・洗浄箇所等がわかるもの)

(2) 補助対象経費に係る請求書及び納品書

(3) 収支決算書

(4) その他、市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付額の決定及び通知)

第11条 条例第19条の規定による交付額の決定は、実績報告が到達してから30日以内に行い、その旨を文書(第6号様式)により申請者に通知する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第7号様式)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(その他)

第13条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福

社局障害保健福祉推進室長が別に定める。

附 則（令和2年6月30日決定）  
（施行期日）

この要綱は，決定の日から施行し，令和2年4月1日以降に実施された事業から適用する。

第1号様式（第6条関係）

京都市障害者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設内消毒  
費用補助金交付申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名  印  電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により，補助金の交付を申請 します。	
施設・事業所名称	
サービス種別	
所在地	
補助の種別	
費用の総額	
交付申請額	
事業の着手（予定）日	
事業完了（予定）日	

第2号様式（第6条関係）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための施設内消毒費用補助金申請  
に係る別添資料

施設・事業所名	
サービス種別	
施設・事業所所在地	
法人名，代表者名	
担当者名，担当者所 属，連絡先	

1 施設の概況

① 開設年月日	年 月 日
② 消毒・洗浄する部分及び面積	..... m <sup>2</sup>

2 感染が疑われる者が発生した日

年 月 日
-------

3 消毒・洗浄を必要とする理由

(経過等)

3 提出書類

- 平面図，位置図，写真等（消毒・洗浄する箇所等が分かるもの）
- 見積書
- その他参考書類（施設パンフレット）

第3号様式（第7条関係）

京都市指令 第 号  
年 月 日

京都市障害者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設内消毒費用補助金交付決定通知書

様

京 都 市 長  
(担当 )

年 月 日付けで申請がありました京都市障害者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設内消毒費用補助金については、京都市障害者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設内消毒費用補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 交付の可否 交付 不交付（理由 )

2 交付予定額 金 円

3 交付条件

- (1) この補助金は、要綱第6条の規定に基づき申請された事業に関するもの以外に支出してはなりません。
- (2) 要綱第6条の規定に基づき申請された事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければなりません。
- (4) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはなりません。
- (5) 上記の各号のほか、この補助金は要綱に定める各条項に従って使用されなければなりません。
- (6) 上記各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部の償還を命ずることがあります。

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であつ

でも、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。



第4号様式（第9条関係）

京都市障害者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設内消毒  
費用補助金変更承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名  印  電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により、補助金の交付申請について以下のとおり変更します。

変更前	変更後

第5号様式（第10条関係）

京都市障害者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設内消毒  
費用補助金事業実績報告書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名          印  電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、事業実績を報告します。	
施設・事業所名称	
サービス種別	
所在地	
補助の種別	
費用の総額	
交付決定額	
完了年月日	

第6号様式（第11条関係）

京都市指令 第 号  
年 月 日

京都市障害者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設内消毒  
費用補助金交付額確定通知書

様

京 都 市 長  
(担当 )

年 月 日付け京都市指令第 号で交付決定した京都市障害者福祉施設等における新  
型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設内消毒費用補助金については、年 月  
日付けで提出された事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知  
します。

記

施設の名称

交付確定額 金 円

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月  
以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっ  
ても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をする  
ことができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求  
に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、  
京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます  
（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内  
であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に  
対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取  
消しの訴えを提起することはできなくなります。

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

京 都 市 長 様

法人等の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

印

年度京都市障害者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設内消毒費用補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都市指令 第 号で交付決定した上記補助事業に関する年度消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、京都市障害者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設内消毒費用補助金交付要綱第12条の規定により、報告します。

記

1 施設名称

2 所在地

3 補助金額（市長が確定通知書により通知した額）

円

4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

円

注 別紙として積算の内訳等、4の金額がわかるものを添付してください。